

南城市ホームページ広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、南城市広告掲載要綱(平成21年1月23日告示第6号)(以下「要綱」という。)第4条第1項第2号に掲げる「市のWebページ」である南城市ホームページ及び南城市観光情報ポータルサイト(以下「市ホームページ」という。)へのバナー広告(以下「広告」という。)掲載の取扱について必要な事項を定める。

(掲載の規格等)

第2条 要綱第6条に規定する広告の規格等について、市ホームページを所管する課が定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の掲載位置
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の掲載期間

2 前項第1号から第3号については、次のとおりとする。

サイズ	月額	年額	枠数	サイズ	形式
横 170 ^ピ ケル×縦 42 ^ピ ケル (南城市公式HP)	5,000 円	50,000 円	10	8KB 以下	GIF(静止画像のみ)形式又は JPEG 形式
横 170 ^ピ ケル×縦 80 ^ピ ケル (南城市観光情報ポータルサイト)	5,000 円	50,000 円	10	8KB 以下	GIF(静止画像のみ)形式又は JPEG 形式

3 本条第4号については、1ヶ月を単位とし、最長12ヶ月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告掲載の申込み)

第3条 市ホームページに広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、南城市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を広告原稿(画像データを含む。以下同じ。)を添付して市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の広告原稿が掲載する広告として適当でないと認めたときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。
- 3 市長は、同条第1項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第4条 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に南城市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により速やかに通知しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止することができる。この場合において、既に支払われた広告掲載料は返還しない。

(1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(3) リンク先のホームページの内容が掲載の制限に該当したとき。

(4) その他広告掲載が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告内容等の変更)

第6条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は南城市ホームページ掲載広告変更申込書(様式第3号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第7条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、南城市ホームページ掲載広告取下げ書(様式第4号)により、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、決定を受けた市ホームページへの広告掲載権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

